

西東京市

資料 1

第3次基本構想

基本計画

スポーツ事業抜粋資料

2024~2033

(令和6年度~令和15年度)

ともにみらいにつなぐ
やさしさといこいの西東京



西東京市

西東京市第3次基本構想は、新市誕生からのまちづくりを踏まえつつ、次の10年の目指すべき将来像を描き、その実現に向けたまちづくりの方向性を示すものです。

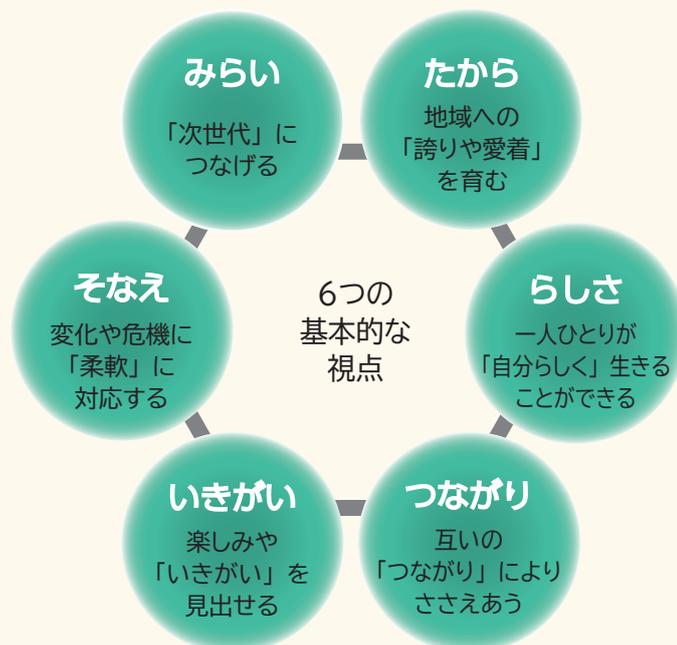
本市では平成29(2017)年に人口が20万人を超え、人口増加を続けてきましたが、全国的な傾向に見られるように、今後緩やかに人口減少に転じることが予測されています。また、少子高齢化による人口構造の変化は着実に進行しており、将来的には65歳以上の高齢者の割合が3割を超える見込みです。

一方で、近年の自然災害の頻発・激甚化や地球規模での環境問題の深刻化、デジタル社会の進展やテレワーク等による働き方の多様化など、これら社会の変化に的確に対応することが必要となっています。また、高齢化等に伴う社会保障関係経費の増加や公共施設等の老朽化への対応等、多様化・複雑化する課題に柔軟に取り組む必要があります。

そうした状況においても本市が将来にわたって発展し、持続可能で自立した自治体であるためには、誰一人取り残さない社会の実現を目指した国際目標であるSDGs※(持続可能な開発目標)の理念を念頭に置きつつ、一人ひとりが「このまちに住んでよかった」「このまちに住み続けたい」と思えるまちを創り、次世代に引き継ぐことが必要です。

西東京市第3次基本構想の策定にあたっては、市民意識調査や西東京市のミライを語るシンポジウム、子ども・市民ワークショップなどを通じて、西東京市の将来を担う子ども・若者をはじめとした多くの市民が関わり、一緒に作り上げてきました。

「第3次総合計画策定のための基本方針」で示した、これからのまちづくりに求められる6つの基本的な視点を礎として、まちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、基本構想を行政運営における市の長期的なビジョンとして位置づけ、「西東京市第3次基本構想」を策定します。



※SDGs: 2030年までにより良い世界を目指す国際目標(17の目標と169のターゲットで構成)

ともにみらいにつなぐ やさしさといこいの西東京

このまちに暮らすわたしたちすべての市民は、さまざまな場面でまちづくりに関わっています。

第1次及び第2次基本構想では、「やさしさとふれあいの西東京に暮らし、まちを楽しむ」を基本理念としてまちづくりを進めてきました。基本理念に込めた、お互いを思いやり尊重できる「やさしさ」、人と人との「ふれあい」は、新市として誕生した西東京市に息づき育んできたわたしたちのまちづくりへの想いです。

これからもわたしたちが大切にしてきた「やさしさ」と「ふれあい」を継承しつつ、身近に残る豊かな自然、文化芸術や歴史、安らぎを感じられる落ち着いた住環境を守り、誰もが住み続けたいと思えるまちづくりを進めます。

一方、西東京市を取り巻く社会経済情勢は、目まぐるしく変わりつつあります。将来にわたり市民が満足できる西東京市を創り上げるためには、行政をはじめ、市民、市民活動団体、事業者等のさまざまな主体がともに課題に向き合い、変化や危機に対して柔軟に対応していくことが求められています。

また、わたしたち一人ひとりが身近なことからまちづくりに関わり「自分ごと」として西東京市の未来を見つめることで、まちづくりへの想いを次世代へとつなぐことができます。

このような想いから、第3次基本構想においては、

ともにみらいにつなぐ やさしさといこいの西東京

をわたしたちの望みとして、基本理念に掲げます。

ともにみらいにつなぐ

ともに

まちづくりに関わるさまざまな主体が、手を携えて協力している様子を表しています。

個の想いや力だけでなく、それぞれの立場や経験を活かし、協働することで、より多様化・複雑化する課題に対応していくことができます。

みらいにつなぐ

これまで守り育んできた西東京市の良さを次世代に残していくことに加え、さまざまな主体による取組が次世代にも引き継がれるよう、未来を担う子どもにまちづくりのバトンを渡していくことを表しています。

やさしさといこいの西東京

やさしさ

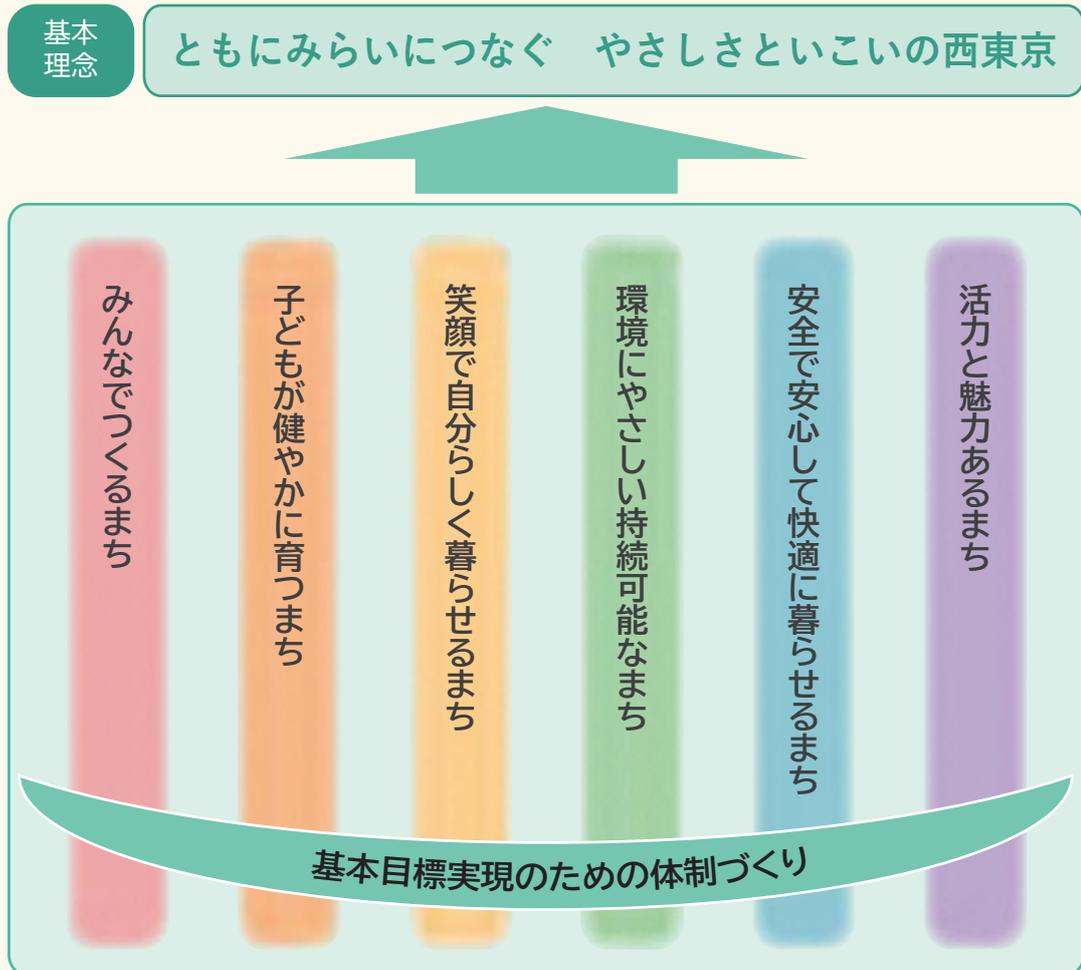
思いやりや助け合いの気持ちなど、人のやさしさや温かさだけでなく一人ひとりが認められ大事にされる社会、地球環境への配慮ある行動、誰一人取り残さない持続可能な社会などの意味が込められています。

いこい

市の中心部に位置する西東京いこいの森公園やマスコットキャラクター「いこいな」などに象徴されるように、わたしたちが大切にしてきた言葉です。

都心に近いながらも身近にみどりを感じることができる環境や、落ち着いた住環境の中で、心と体が休まり人々の交流が生まれるいこいの場を、これからも守り育てていくことを表しています。

「ともにみらいにつなぐ やさしさといこいの西東京」という基本理念をかなえるために、目指すまちの姿として、6つの基本目標（目指すべき将来像）を掲げます。また、予測を超えた社会経済情勢の変化等に対して柔軟に対応するための「基本目標実現のための体制づくり」を示します。



<基本目標実現のための体制づくり>

社会経済情勢等が変化し、行政需要が多様化・複雑化する中においては、分野ごとに掲げた基本目標を推進するための体制づくりが重要となります。

課題や変化に柔軟に対応するため、庁内各部署が分野を超えて組織横断的な連携を図るとともに、地域の力を活かし、市民や市民活動団体、事業者等のさまざまな主体との協働による課題解決を目指します。

基本目標 1 みんなでつくるまち（協働・行政）

多様化・複雑化する地域課題に取り組み、安心して暮らせるまちを創るためには行政をはじめ、子ども・若者から高齢者までの多様な世代の市民や市民活動団体、事業者等のさまざまな主体が協働し、一人ひとりが互いに認め合い、自分らしく活躍することができる市民主体のまちづくりを進めていくことが大切です。

行政は、限られた行政資源（人員、財源等）の中で、行政サービスの維持・向上を図るために、行財政改革や社会の変化に柔軟に対応できる体制づくりを推進し、持続可能で自立的な自治体経営を確立することが大切です。

そのため、公共施設の再編等による人が集まる場所の創出や、デジタル技術の活用による行政サービスの向上などを進めるとともに、地域活動に関する情報提供や啓発活動、機会の提供などにより、さまざまな主体が積極的にまちづくりに参画できる「みんなでつくるまち」をめざします。

基本目標 2 子どもが健やかに育つまち（子ども・教育）

次世代を担う子ども一人ひとりが輝き、健やかに成長していくためには、個性が尊重され、社会の変化に応じた生きる力を身につけることができる環境づくりが大切です。

また、安心して子どもを産み育てることができ、誰一人取り残さない社会を創るためには、家庭の状況に応じた伴走型の支援、困難を抱える子どもを早期に発見する仕組み、地域全体で子育て家庭を見守る体制づくりが必要です。

そのため、子どもの権利の尊重や居場所づくり、気軽に相談できる環境の充実、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の構築のほか、児童・生徒の個に応じた学校教育の充実等を図ることで、愛着を持っていつまでも住み続けたいと思える「子どもが健やかに育つまち」をめざします。

基本目標 3 笑顔で自分らしく暮らせるまち（健康・福祉）

誰もが住み慣れた地域において健康で元気に暮らすためには、年齢や障害の有無にかかわらず、一人ひとりが生きがいを感じながら、自分らしく過ごせることが大切です。

また、誰もが「支え手」にも「受け手」にもなり得ることから、子ども・若者から高齢者までの多様な世代が地域の中でつながり、それぞれが抱える生活課題の解決に向けて取り組むことが重要です。

そのため、すべての人が「支え手」「受け手」という関係性を超えて、地域の中で人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、支援の必要な人が適切な支援を安心して受けられるための仕組みづくりを進めるとともに、健康づくりや生きがいづくりに取り組み健康寿命を伸ばし、誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して「笑顔で自分らしく暮らせるまち」をめざします。

基本目標 4 環境にやさしい持続可能なまち（みどり・環境）

本市には、農地、雑木林、屋敷林など、みどりを身近に感じることのできる武蔵野の面影が残っており、みどりと都市が共存する住環境は魅力の一つです。

これらのみどりは、暮らしに安らぎを与えるとともに、自然環境が有する多面的な機能をグリーンインフラとして活用することで、地球温暖化の緩和や浸水対策、生き物の生息・生育空間の提供などが期待できます。

また、地球規模で環境問題が深刻化しており、地球温暖化を起因とする気象災害が発生していることから、一人ひとりが省エネルギーに取り組むなど、日頃の生活の中でも環境に配慮した行動が大切です。

そのため、さまざまな主体が協力してみどりの保全・活用に取り組むとともに、次世代により良い環境を残していけるよう、環境への負荷が少ない脱炭素社会や資源循環型社会の実現に向けた「環境にやさしい持続可能なまち」をめざします。

基本目標5 安全で安心して快適に暮らせるまち（都市基盤・安全）

都市と自然が調和した良好な住環境を形成していくためには、安全で快適な道路の整備や交通環境の充実等、都市基盤の整備を進めていくことが大切です。

また、近い将来に発生が危惧される大規模地震や、集中豪雨などの風水害による災害、さらには、身近で発生し得る犯罪や交通事故など、わたしたちの安全・安心を脅かすリスクへの対策が必要です。

そのため、適切な土地利用の誘導や、駅周辺等の拠点性の向上、地域の特徴を活かしたまちづくり、歩行者や自転車、自動車が安全で快適に通行できる幹線道路の整備、駅周辺への利便性の高い道路などの交通ネットワークの形成を推進していきます。

また、行政をはじめ、市民や市民活動団体、事業者等のさまざまな主体が一体となって「自助」、「共助」、「公助」の考えのもと、防災・防犯対策に取り組むことで、「安全で安心して快適に暮らせるまち」をめざします。

基本目標6 活力と魅力あるまち（産業・学び・文化芸術）

地域に根ざした産業振興を図るためには、市民や事業者がともに地域で産業を生み・育てていくとともに、持続可能な経営を支える仕組みづくりが大切です。

また、人々の交流やにぎわいにより地域全体を活性化するためには、いくつになっても学ぶことができたり、身近なところで文化芸術などに触れたりできる環境や、気軽に体を動かすことのできる環境づくりが必要です。

そのため、経営基盤の強化や起業・創業支援の充実、商店街の活性化の支援を図るとともに、地産地消や農地保全の取組を推進します。また、学習や学び直しの機会の充実、スポーツ・レクリエーション活動に気軽に取り組める環境づくり、文化芸術の振興、歴史文化の継承など、一人ひとりが生きがいを持って暮らしを楽しめる、まちも人も元気になる「活力と魅力あるまち」をめざします。

基本目標6 活力と魅力あるまち（産業・学び・文化芸術）

地域に根ざした産業振興を図るためには、市民や事業者がともに地域で産業を生み・育てていくとともに、持続可能な経営を支える仕組みづくりが大切です。

また、人々の交流やにぎわいにより地域全体を活性化するためには、いくつになっても学ぶことができたり、身近なところで文化芸術などに触れたりできる環境や、気軽に体を動かすことのできる環境づくりが必要です。

そのため、経営基盤の強化や起業・創業支援の充実、商店街の活性化の支援を図るとともに、地産地消や農地保全の取組を推進します。また、学習や学び直しの機会の充実、スポーツ・レクリエーション活動に気軽に取り組める環境づくり、文化芸術の振興、歴史文化の継承など、一人ひとりが生きがいを持って暮らしを楽しめる、まちも人も元気になる「活力と魅力あるまち」をめざします。

まちづくりの課題

■ 地域に根ざした産業の振興と地域経済の活性化

- 生活様式の変化や物価高騰の影響などにより、消費者意識や行動にも大きな変化が見られ、本市の地域産業を取り巻く環境は厳しい状況が続いています。
- 市民の農業や農地への関心が高まる一方、後継者不足などにより、市内の農地や農業者数は減少しています。
- 商店の廃業などによる空き店舗の増加や宅地化、近隣地域での大型店舗の進出など、商店街を取り巻く状況は厳しくなっています。
- 地域のにぎわいの創出や活性化を図るためには、地域の特色を活かした魅力ある商店街づくりへの支援が必要です。
- 市内の事業者が今後も事業を継続するために、経営環境向上のための支援や市内外へのアピール、事業者間のマッチングなどが求められています。
- 地域に根ざした産業の振興、新たな産業や人材の育成を目指し、事業の継続、起業・創業支援の取組の充実を図るとともに、多様な働き方を可能とする取組が必要です。

■ まちのにぎわいづくりと地域資源の魅力発信の強化

- 本市は地域資源として、下野谷遺跡などの文化財や屋敷林の景観、東大生態調和農学機構の農場や演習林等に加え、NPOや市民活動、スポーツや芸能活動に関わる人など、豊かな人材をあわせ持っており、さまざまな情報発信の方法を使った積極的なシティプロモーションの推進が必要です。
- 生涯にわたって健康で生きがいのある人生を送るために、多様な学習機会やスポーツ・レクリエーション活動、文化芸術に親しめる環境づくりが必要です。
- 人生100年時代においては、地域で学び続けることができる環境や学び直しの機会が求められています。

基本施策 13 産業が活性化して活力のあるまちになるために

地域経済の好循環を生み出すために、創業支援や創業後の事業継続支援の充実を図ります。

また、空き店舗等の活用や一店逸品事業など地域の購買力向上を促進するとともに、事業者間の交流やネットワークづくり、産学公の連携促進、農産物のPRや商店街の魅力づくりなど、市民や事業者がともに地域で産業を生み・育てるまちづくりを進めます。

基本施策 14 にぎわいのある魅力的なまちになるために

下野谷遺跡や屋敷林、東大生態調和農学機構の農場や演習林等に加え、さまざまな活動に関わる人々など、幅広く豊かな地域資源の魅力を再認識するとともに、新たな地域資源を発掘し、これらの地域資源の利活用を促進します。

また、多様な情報発信方法により、シティプロモーションに積極的に取り組みます。

基本施策 15 多様な学びと文化芸術・スポーツが息づくために

多様化するニーズに応えられるよう、生涯学習環境の整備や主体的な学びの機会の充実に取り組みます。

また、誰もが気軽にスポーツ・レクリエーション活動に取り組める環境づくりを進めるとともに、文化芸術や歴史、文化財を身近に感じることができるよう、文化芸術の振興と文化財の保護に取り組みます。

生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進

施策目標

誰もがスポーツ・レクリエーション活動に気軽に親しみ、生涯を通じて健やかな心と体づくりに取り組めるまちをめざします。

現状と課題

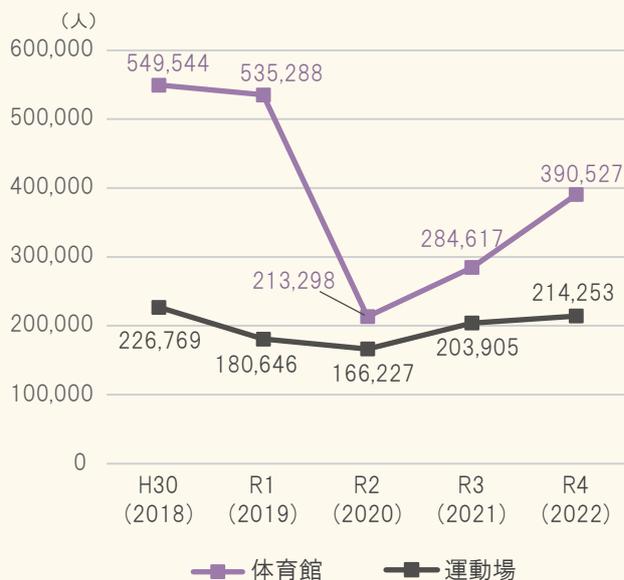
- ▶ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会や各種国際大会（サッカー、ラグビー等ワールドカップやワールドベースボールクラシック等）を契機として、パラスポーツを含めたスポーツへの関心や健康維持に対する関心が高まっています。
- ▶ 本市では、誰もが身近にスポーツに親しむことができ、生涯にわたって継続的にスポーツを行い、世代を超えて交流できる場として活動している総合型地域スポーツクラブとの連携や市民への実技指導、スポーツ機会の提供のために活動しているスポーツ推進委員による取組を推進しています。
- ▶ 市民一人ひとりが、ライフステージ・ライフスタイルに応じて、生活の中やレクリエーションを通じて気軽にスポーツを楽しめるよう、他分野とも連携して、スポーツに親しむきっかけづくりに取り組むことが重要です。
- ▶ 市民それぞれのスポーツ・レクリエーション活動を支える環境づくりに向け、スポーツ施設以外にも公民館、市民交流施設といった公共施設、公園、学校施設の地域利用、民間のスポーツ施設等の利用促進・連携の検討、さらには近隣自治体との相互利用を含め、スポーツに親しむ機会を確保していくことが必要です。あわせて、スポーツ施設の老朽化が課題となっています。
- ▶ 誰もが楽しめるパラスポーツやインクルーシブスポーツ[※]は、多様な人が一緒に楽しむことで、障害のある人や体力がない人への理解を深めていくことが期待でき、その推進にあたっては、スポーツ相談窓口等を活用した情報提供や身近な場所で活動できる環境づくりが必要です。

関連する個別計画等

- ・スポーツ推進計画

データ

■スポーツ施設利用者数の推移



成果指標

- スポーツ施設利用者数、利用団体数 

現状値

604,780人
2,474団体

目標値

755,975人
3,092団体

- 総合型地域スポーツクラブの会員数

1,330人

1,862人

- 「スポーツ活動・イベント機会や施設整備の充実」に対する市民満足度

27.8%
(令和3年度)

34.9%

: 西東京市版健康指標

※インクルーシブスポーツ: 年齢、性別、障害の有無にかかわらず、誰もが楽しめるスポーツのこと。

＼ 目標の実現に向けた取組内容 ／

1

気軽に身近な場所でスポーツに参加できる機会の充実

誰もが身近にスポーツに親しむことができる環境づくりを進めるとともに、日常的に取り組めるスポーツをする機会の提供に努めます。また、市民がそれぞれの体力や技術などに応じてスポーツやレクリエーション活動に親しむことができるよう、スポーツ・運動施設指定管理者や関係団体等と連携しながら、スポーツが持つ力を活かし、市民参加型のプログラムやイベントの提供に努めます。

2

スポーツを通じた地域の活性化の促進

各種スポーツ大会やイベントの開催、総合型地域スポーツクラブの活動支援、市にゆかりのあるアスリートや本市をホームタウンとするチーム等の応援などの取組をすることで、スポーツを通じた一体感や人や地域とのつながりの創出とともに、地域コミュニティを醸成し、活気と魅力あるまちづくりを推進します。

3

誰もが参加できるスポーツの推進

障害の有無にかかわらず、誰もが積極的にスポーツに参加できる環境を整え、スポーツに親しむことができる場や機会を創出し、パラスポーツ・インクルーシブスポーツの取組を推進することで共生社会の実現を目指します。

\\ 主要事務事業 //

事業	事業概要	所管課
スポーツ施設の改修	スポーツ施設の老朽化や利用者の安全確保に対応するため、「公共施設個別施設計画」に基づき、計画的な施設改修等を行います。	スポーツ振興課
スポーツ推進委員の活用	すべての市民が自分に合ったスポーツ・レクリエーション活動に親しみ、健康・体力の増進につなげられるよう、スポーツ推進委員による地域のスポーツ活動への関わりを推進します。	スポーツ振興課
総合型地域スポーツクラブの推進	市民が身近な地域でスポーツに親しめるよう、総合型地域スポーツクラブの地域への定着に向けた支援を行います。	スポーツ振興課
パラスポーツ・インクルーシブスポーツの充実	誰もがスポーツを楽しむことができる共生社会の実現を目指し、スポーツ相談窓口など関係機関と連携し、「する・みる・ささえる」スポーツの充実を図ります。	スポーツ振興課

